

新生児聴覚検査の助成について

新生児聴覚検査とは、赤ちゃんの聴覚に問題がないかを早期に確認する検査です。

「聞こえにくさ」は目に見えないので気付かれにくいですが、1000人に1～2人の赤ちゃんが生まれつきの聞こえにくさがあるとされています。検査により、聞こえにくさを早期に発見し、支援や治療を行うことで、その後の言葉の発達や、コミュニケーション手段の獲得につながります。必ず出生後退院されるまでの間に検査を受けましょう。

【対象者】

検査を受ける日の時点で、あさぎり町に住所があるお母さんが出産した赤ちゃん
(R5年7月1日以降に受検されるお子さん)

【検査費用の助成限度額】

上限 7,000 円

【対象となる検査】

- ・ A A B R 検査 (自動聴性脳幹反応検査)
- ・ O A E 検査 (耳音響放射検査)

※公費で受検できるのは、原則初回検査 1 回です。

なお、初回検査で要再検査となり、確認検査が必要になった方についてのみ確認検査 1 回分も助成します。

※保険診療にかかる費用は対象外となります。

【手続き】

母子健康手帳を交付の際に「新生児聴覚検査受診票」を交付します。必要事項をご記入のうえ、出産入院時に医療機関へ提出してください。

【助成方法】

1. 委託医療機関で検査を受けられる場合

上限 7,000 円までは窓口での負担はありません。検査費用が 7,000 円を超える場合は差額を医療機関にお支払いください。

2. 委託医療機関以外で検査を受ける場合

下記の委託医療機関以外では「新生児聴覚検査受診票」が利用できません。あさぎり町と委託契約をしていない医療機関にて検査をされた場合は、7,000 円を上限として償還払いを行います。新生児聴覚検査助成金償還払申請書兼請求書にて申請をしてください。その場合は、検査費用がわかる領収証または証明書、検査結果 (母子手帳等に記載されている結果等のコピー)、振込先金融機関の通帳の写しの提出をお願いします。

あさぎり町の委託医療機関

- ・ 愛甲産婦人科麻酔科医院
- ・ 河野産婦人科医院

【問い合わせ先】

あさぎり町役場 健康推進課

TEL : 0966-45-7216 (直通)